

せいねんこうけんせいどちゅうかくきかん
成年後見制度中核機関の
ぎょうむないよう
業務内容

東京都は、判断能力が低下し自らの財産管理や日常生活を営むことが困難になった場合に地域で安心して生活を継続できるよう、成年後見制度の活用を図ることを目的に、市区町村の成年後見制度活用を推進する取り組みを支援する「成年後見活用あんしん生活創造事業」を平成17年度から実施しています。

権利擁護センターこくぶんじは、平成21年度より成年後見制度推進機関の運営を国分寺市より受託し、令和4年1月1日より「中核機関」となりました。

1 成年後見制度に関する相談・利用支援

電話・窓口・訪問にて権利擁護支援、成年後見制度に関する相談をお受けします。また、申立て手続きや申立て書類の作成方法等のご相談に応じます。

2 専門家による専門相談

◇司法書士・社会福祉士による『成年後見専門相談』(無料)

【開催日時】毎月第2木曜日 午後1時30分～4時30分

◇弁護士による『ふくし法律相談』(無料)

【開催日時】毎月第4木曜日 午後1時30分～4時30分

※事前予約制(1件につき45分以内)です。(☎042-580-0570)

事前に状況をお伺いします。開催日の2日前までにご連絡ください。

3 成年後見人等候補者に関する相談

ご自身で成年後見人等を探すことが難しい方、身近に適切な成年後見人等がいらっしゃる方には、成年後見人等候補者の紹介のご相談に応じます。